

ごみ（紙類）の出し方と分別区分の変更のお知らせ

日頃より、ごみステーションの適切な管理にご協力いただきありがとうございます。

さて、平成28年4月から、ごみの収集が見直され2か月が経過しました。

これまで多くの西方地域の皆様から問い合わせのありました紙類の出し方と分別区分の変更につきまして下記のとおりお知らせいたします。

記

<p>新聞・折込チラシ</p>	<p>上面に「栃木市所有」と記入</p>
<p>新聞紙、折り込みチラシ 以外の紙類</p> <p>ダンボール</p> <p>雑誌・その他の紙</p> <p>小さな紙類</p> <p>紙パック</p>	<p>上面に「自治会名」と「氏名」を記入</p> <p>※カレンダーの表記では新聞紙、折り込みチラシ以外の紙類には無記名で出せる表現になっておりますが、ごみステーションを管理する上で万が一違反者が出た場合に、違反者を特定できるようにするため。</p>

◆分別区分の変更について

昨年までは、靴、革製品、ビデオテープにつきましては、もやさないごみでしたが、今年度からは「もやすごみ」に変更となっておりますのでよろしくお願いいたします。（既に配付してあります「平成28年度版収集日カレンダー」と「ごみと資源の分別早見表」をご参照下さい。）

これらについて周知が至らず、ご迷惑をおかけしてしまい申し訳ございませんでした。

西方総合支所内

西方市民生活課生活環境交通係

電話番号 0282-92-0308